相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大麻町池谷字中津八一番地、最後の住所京都市上京区室町通一条下る薬屋町四一九番地日興御所前スカイマンション一〇六号、登記簿上の住所京都市左京区下鴨北野々神町一七番地の一

被相続人　亡　鳥養　みよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

京都市中京区堺町通丸太町下ル橘町八四番地　北川ビル二階

相続財産管理人　弁護士　平田　武義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市寺田北東西四三番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町高丘五丁目三番地の二公団住宅五三棟一〇三号

被相続人　亡　大鳥　喜美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階神戸H．I．T．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県吾川郡伊野町三〇五六番地、最後の住所高知県高岡郡佐川町乙一七七七番地

被相続人　亡　阪上　由喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

高知市新屋敷二丁目九番二号

相続財産管理人　松浦　弘延

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市伊敷六丁目六六六九番地一、最後の住所鹿児島市吉野町三五九九番地三三

被相続人　亡　米澤　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

事務所鹿児島市山下町九―二六　ファイン ビル七階弁護士法人中園貞宏法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中園　貞宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十二年十月十五日

一　墳墓等所在地　東京都大田区池上一丁目一番一号

一　墳墓等の名称　池上本門寺墓地内理境院管理墓地

堀口家　原田家　吉口家　越三家　熊澤家　斉藤家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都大田区池上一丁目三四番三号　宗教法人理境院　住職　大場　雅敏

無縁墳墓等改葬公告

法園寺境内の墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十月十五日

一、墳墓等所在地　大阪府池田市建石町三番一号

一、墳墓等の名称　法園寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　川崎家、角糸家、安田和雄、中坊平、不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府池田市建石町三番一号　法園寺　代表役員　大島　康英

無縁墳墓等改葬公告

平成十九年度より実施した墓地使用者調査に基づき使用者不詳ほか墳墓等について維持管理上不都合につき改葬、整理をすることになりました。

墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなります。

平成二十二年十月十五日

一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市東灘区深江北町五丁目三番地・四番地

一、墳墓等の名称　本庄墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　神戸市東灘区深江本町三丁目五番七号　深江会館内　本庄墓地連絡協議会の内　青木墓地管理会　会長　梶井　正之、西青木墓地管理会　会長　中田　和史、中野・小路墓地管理会　会長　菅原　薫、深江墓地管理会　会長　志井　保治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年10月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ジェイオーイー　②東京都知事(5)62138　③代表取締役　木村富二子　④東京都江戸川区中葛西５丁目33番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区中葛西５丁目33番11号　株式会社ジェイオーイー　代表取締役　木村富二子

①ケネディクス・デベロップメント株式会社　②東京都知事(2)80824　③代表取締役　川島敦　④東京都港区新橋二丁目２番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区新橋二丁目２番９号　ケネディクス・デベロップメント株式会社　代表取締役　川島敦

①有限会社ルビーリアルティ　②東京都知事(1)85797　③取締役　河原洋一　④東京都港区西麻布三丁目20番16号西麻布アネックス　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西麻布三丁目20番16号西麻布アネックス　有限会社ルビーリアルティ　取締役　河原洋一

①株式会社Ｈ・Ｉ・Ｏ　②東京都知事(1)第84974号　③代表取締役　廣井武司　④東京都港区高輪一丁目５番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区高輪一丁目５番８号　株式会社Ｈ・Ｉ・Ｏ　代表取締役　廣井武司

①栄泉不動産株式会社　②大阪府知事(1)55313　③代表取締役　大野喜久雄　④大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目１番１号　栄泉不動産株式会社　代表清算人　大野喜久雄

連絡先　大阪市天王寺区玉造元町二丁目三四番東洋軒ビル四階　ＴＡトータルプランニング

竹谷　電話〇六―六七六五―二一〇五

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十二年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第１項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

長野県松本市大字今井字松本道七一一〇番地三　株式会社ミサワテクノ

規約型確定給付企業年金清算人

石川　勝